

2.5 組織体制

IAEA は総会、理事会及び事務局をもって構成

2.5.1 総会 (General Conference) ^{【10】}

・IAEA の最高決議機関で、全加盟国の代表で構成

通常会期 (Regular Sessions)

- 毎年 1 回 9 月にウィーンの本部にて開催、開催日はその前年の総会 (通常会期) によって決定

特別会期 (Special Sessions)

- 理事会又は加盟国の過半数の要請によって事務局長が招集、開催日は理事会が相談し事務局長が決定

いずれの会期の開催期間も、全体委員会が勧告し総会で決定

・任務

- 総会選出理事国 (22 ヶ国) の選出
- 加盟の承認
- 加盟国の特権免除の停止
- 予算の承認
- 国連に対する報告の承認
- 財政に関する規則の承認
- 事務局長任命の承認、等

・議決

- 総会における投票権は、加盟国に一律 1 票
- 予算、憲章の改正、総会選出理事国の推薦、加盟国の資格、総会規則の改正等の重要事項は、出席し投票する加盟国の 3 分の 2 の多数で議決
- それ以外は、出席し投票する加盟国の過半数で議決

・総会の公用語

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語の 6 ヶ国語で、その中のいずれかで行われた演説は他の言語に通訳。総括記録、及び保存文書もこれらの公用語で実施

・憲章の改正: 加盟国の発議=>理事会が改正案を総会に提出=>総会で可決

2.5.2 理事会 (Board of Governors) ^{【11】}

・原子力に関する技術 (原料物質の生産を含む) の最も進歩した加盟国として毎年 6 月に前任の理事会によって指定される、理事会指定理事国または指定理事国と呼ばれる 13 ヶ国と、地域的な構成を考慮して総会で選出される 22 ヶ国の計 35 の理事国から構成。日本は機関の創立当初から指定理事国

指定理事国 (13 ヶ国):

ブラジルまたはアルゼンチン、オーストラリア、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、日本、ロシア、南アフリカ、英国、米国、西欧 (1)

総会選出の理事国 (22 ヶ国):

ラテンアメリカ(5)、西欧(4)、東欧(3)、アフリカ(4)、中東・南アジア(2)、東南アジア・太平洋地域(1)、極東(1)、更に、中東・南アジアまたは東南アジア・太平洋地域または極東(1)、アフリカ、中東・南アジア、東南アジア・太平洋地域(1)

- ・理事会が特段の決定を行わない限り本部(ウィーン)において、通例、3月、6月、9月(総会の前及び後の2回)及び11月の計5回開催される。議長の任期は1年
- ・総会に対し責任を負うことを条件としてIAEAの任務を遂行する権限を有するIAEAにおける実質的な意思決定機関。主な役割は、IAEAの財務諸表、計画・予算・加盟国の資格適用に関する検討と総会への勧告、保障措置協定の承認、IAEA安全基準の発行、総会の承認を受けての事務局長の指名
- ・理事会の決定は、予算等の重要事項については出席し投票する理事国の3分の2の多数を必要とするが、それ以外は出席し投票する理事国の過半数によって行われる。しかしながら、多くの場合、コンセンサス又は無投票によることが慣行
- ・理事会が設置している主な下部委員会は以下のとおり
 - 計画予算委員会:通常5月に翌年度予算案等の行財政問題を審議
 - 技術協力委員会:通常11月に翌年の技術協力計画等を審議

2.5.3 事務局 (Secretariat) ^[12]

事務局長及び科学者、技術者その他の人員を含む職員で構成

事務局長: IAEA 職員の長。事務局の長であるとともに機関の首席行政官。総会の承認を得て理事会が任命、任期 4 年

現在(6 代目)は、ラファエル・グロッシー氏(前アルゼンチン/ウィーン代表部大使)が、2019/12/3 就任(歴代の事務局長は表 2-1 参照)

局: 事務局長の下に事務局長官房と以下の 6 局、各局長は事務次長を兼任して事務局長を補佐、詳細は図 2-3 参照

- 技術協力局 (Department of Technical Cooperation)
- 原子力エネルギー局 (Department of Nuclear Energy)
- 原子力安全・核セキュリティ局 (Department of Nuclear Safety and Security)
- 管理局 (Department of Management)
- 原子力科学・応用局 (Department of Nuclear Sciences and Applications)
- 保障措置局 (Department of Safeguards)

役割: 事務局長の指示のもとに、i) 総会、委員会、その他補助機関に関わる文書の受領、翻訳、再生、配布、ii) 総会、会議等の総括記録の準備と回付、iii) 演説の通訳、iv) 総会の文書の保管、v) 総会の報告書の発行、vi) 加盟国への総会の文書の送付、vii) 総会、委員会、補助機関が要請するその他の業務

国連との関係:

- IAEA は国連からは独立した組織で、1957 年 11 月に発効した国連-IAEA 間の協定によって国連との関係を規定 ^[3]
- 憲章にも謳われているとおり、IAEA は毎年、国連総会に年次報告を行う他、IAEA の事業に関して国連安保理の権限内の問題が生じたときは、国連安保理理事会に報告

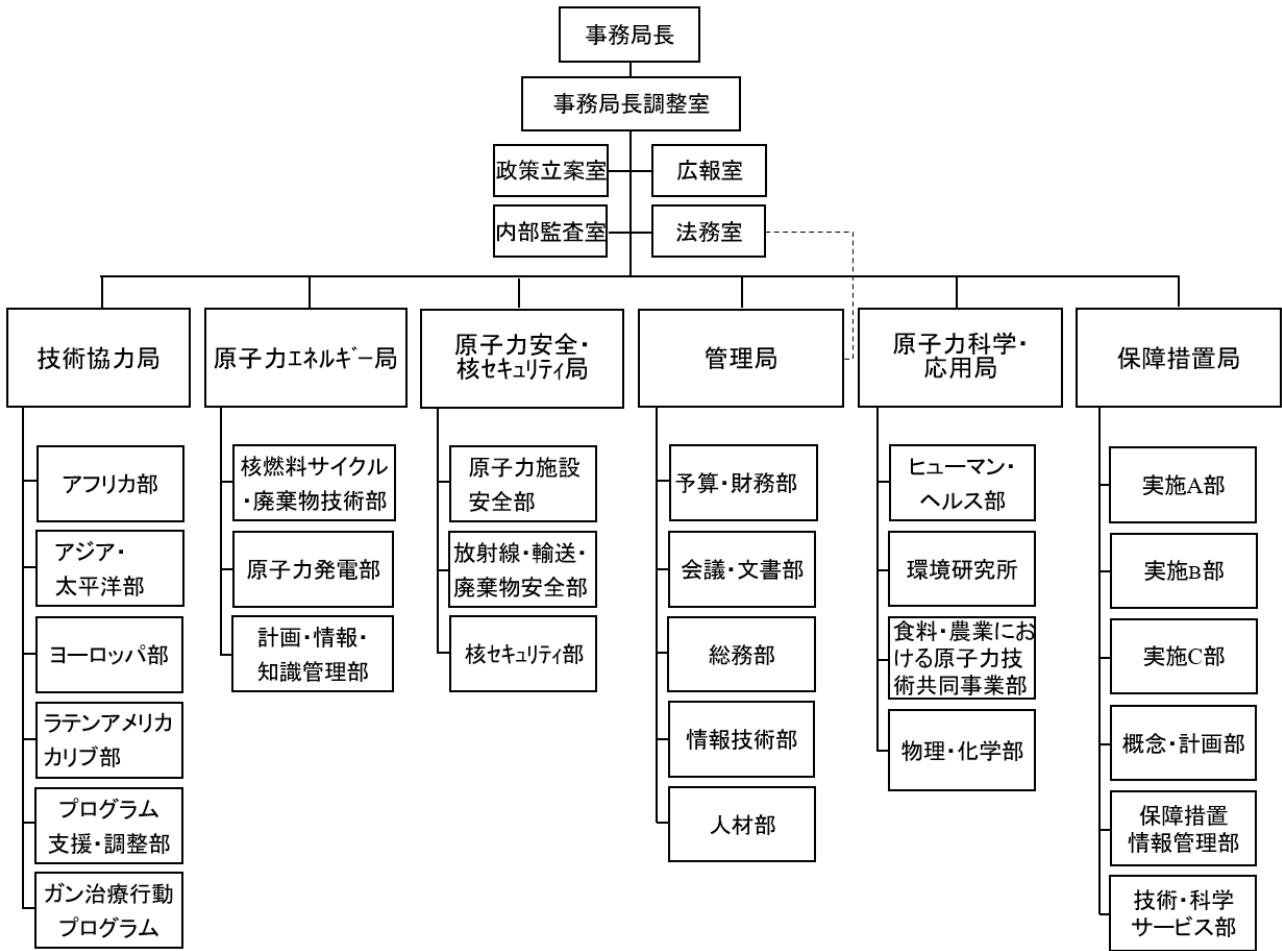


図 2-3 IAEA 事務局の組織図(2020 年 12 月末現在)^[13]

各局の概要は以下のとおり

保障措置局^[14]

- ・IAEA の主要な業務のうちの「保障措置と核物質の検認」を担当し、査察を行う部局、活動には、通常予算の約 4 割がすぎ込まれている
- ・国が核物質及び技術を平和目的にのみ使うという国際的な法的義務を順守していることを検認する一連の技術的な手段が保障措置である。
- ・「実施 A・B・C 部」、「概念・計画部」、「情報管理部」及び「技術・科学サービス部」の 6 つの部に加えて保障措置分析サービス室、情報通信システム室及びイラン検認室の 3 室があり、実施 A 部及び B 部の傘下には、それぞれ東京・トロントの 2 つの地域事務所がある。

実施部及びイラン検証室

IAEA 保障措置協定に基づく検認活動を中核的に実施する部隊で、以下のとおりに地理的領域を分担して業務を実施している。

- 実施 A 部：豪州及び東アジア
- 実施 B 部：中東、南アジア、アフリカ、EU 以外の欧州諸国、及び南北アメリカ
- 実施 C 部：EU 加盟の欧州諸国、ロシア、中央アジア

- イラン検証室:イラン

概念・計画部

保障措置の概念、アプローチ、方法の開発、保障措置の方針やガイダンス文書作成に加え、保障措置実施部が実施する際の課題対応に対する支援、諮問あるいは政策立案組織の支援を行うほか、局の戦略策定及び加盟国からの支援計画の管理も含めた研究開発の調整、査察官をはじめとした保障措置局の職員及び加盟国の保障措置担当者向けの訓練等も担当。

情報管理部

物質収支の評価並びに核物質及びそれ以外の物質や環境サンプリングに関する分析データの評価やその他の統計的な分析支援を行うことに加え、科学技術や政治に関する文献や衛星画像等の各種情報の収集、処理、分析を実施するとともに、新たな情報収集、処理及び分析技術及び手法の開発を担当。

技術・科学サービス部

実施部に科学的・技術的支援を提供。これには、保障措置機器の設計・開発・試験・校正・設置・保守、及び機器の性能と汚染の監視等が含まれる

保障措置分析室

保障措置分析所(環境サンプリング分析所と核物質分析所(六ヶ所オンサイト分析所を含む)等で構成。査察等の際に収去された核物質及び環境サンプリング試料の分析を行うとともに、加盟国の分析所への品質管理用試料の提供、試料の配送の調整及び加盟国のネットワーク分析所から提供される分析結果の計画、調整、報告等を担当。

情報通信システム室

情報通信技術システムの仕様の設定、開発、保守とともに、情報通信技術インフラ全体の管理と保障措置局の業務支援サービスを一括して担当。

原子力安全・核セキュリティ局^[15]

・IAEAの主要な業務のうちの「原子力安全と核セキュリティ」にあたる部局で、安全を担当する「原子力施設安全部」「放射線・輸送・廃棄物安全部」、核セキュリティを担当する「核セキュリティ部」、に加え、「インシデント・緊急事態センター」、及び「原子力安全・核セキュリティ調整室」がある。

・主な活動は「基準やガイドラインの作成」、「安全活動のレビュー」などである

・核セキュリティ部には以下の組織がある

核物質・施設のセキュリティセクション

核物質・放射性物質の規制・評価・防護・輸送・計量管理に関するセキュリティガイダンスの策定、加盟国の支援。核物質防護等に関する評価サービス、教育・訓練の提供。核物質等・関連施設・輸送に関する核セキュリティの強化を支援

規制の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質のセキュリティセクション

規制の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質を取り扱うためのセキュリティガイダンスの策定、加盟国への支援、評価及び教育・訓練の提供。核物質等の検知・対応に関する国の支援、評価ミッション、訓練、ワークショップ、技術会合の実施

情報管理セクション

国際的な核セキュリティ関連情報の収集・照合。分析に必要なメカニズムの確立・維持。移転事象データベース(ITDB)の維持、各国のニーズに合わせた核セキュリティ統合支援計画を策定する体系の維持。核セキュリティに関する公式報告書の提供

プログラム策定・国際協力セクション

核セキュリティ部の全体的な計画と調整を支援(評価、報告等を含む)。核セキュリティ部の他の3つのセクションによって実施される訓練プログラムの調整・評価、加盟国の核セキュリティ支援センターの共同ネットワークを開発

また、核セキュリティ部内の組織ではないが、核セキュリティにも関係する以下の2組織が原子力安全・核セキュリティ局内に設置されている。

インシデント・緊急事態センター

事故、過失、または故意の行為の何れから発生したかに関係なく、国際的な緊急事態への備え、通信、核物質・放射性物質の事案と緊急事態への対応に関する世界的な拠点として、国際的な緊急時の準備と対応支援を調整(2011年に発生した福島第一原子力発電所の事故の際は、この組織が中心になって対応)

原子力安全・核セキュリティ調整室

核物質・放射線・輸送・廃棄物の安全性、緊急事態への備えと対応、核セキュリティプログラムにおける技術的整合性と調整の確保。原子力安全と核セキュリティ、及び両者の間のインターフェースに関連する全ての分野及び活動における調整

原子力エネルギー局^[16]

- ・原子力科学技術の中で、特に原子力発電及び核燃料サイクル推進に関する部分を担当、中心となる「燃料サイクル・廃棄物部」「原子力発電部」「計画・情報・知識管理部」がある
- ・原子力安全・セキュリティ局と同様に「基準やガイドラインの作成」、各国のエネルギー計画の評価や技術情報データベースの作成などを実施、IAEA内部の図書館はこの局の管轄
- ・地球温暖化やエネルギー・セキュリティ対策などから、世界各国が原子力発電の新規導入を目指す中、技術協力局と共同で行う加盟国への支援プロジェクトの要望も増えており、ますます活動の重要性が高まっている

原子力科学・応用局^[17]

- ・主に放射線の科学・技術やその医療・農業などへの応用を担当、「ヒューマン・ヘルス部」「環境研究所」「食料・農業における放射線技術部(FAOとの共同事業)」「物理・化学部」から構成
- ・IAEAは国際機関としては、唯一研究所を有する組織である。一般にIAEAというと「査察」や「原子力発電」のイメージが強いと思うが、放射線技術の応用も重要度の高いフィールド
- ・加盟国に対する技術協力プロジェクトの予算のうち、原子力発電に関わるものは5%程度に過ぎないのに対し、ヒューマン・ヘルスや食料・農業など原子力科学・応用局に関わるものだけで全体の約半分を占めており、各国からの放射性利用に関するニーズは高い

技術協力局^[18]

- ・加盟国からの要請に基づいて、その国のニーズに応じた支援プロジェクトを立案・計画・

実施、地域別の「アジア・太平洋部」「アフリカ部」「ラテンアメリカ・カリブ部」「ヨーロッパ部」と、それぞれのサポートと全体の調整を行う「プログラム支援・調整部」、及び「ガン治療行動プログラム」からなる

- ・他の部局と連携してプロジェクトを運営するため、技術的な専門家というよりもプロジェクト・マネージャーの意味合いが強い

管理局^[19]

- ・他の組織や企業の管理部門に当たり、「予算・財務部」「会議・文書部」「総務部」「情報技術部」「人材部」の5つがある
- ・この中で特徴的なのは「会議・文書部」で、IAEAは各国の代表や外部の専門家を集めた国際会議が多いことや文書主義的で手続きも複雑であることなどから、会議や文書のサポートを行っており、6つの公用語への翻訳も担当

表 2-1 歴代の事務局長^[20]

<ul style="list-style-type: none"> ・初代:1957-1961 Mr. Sterling Cole (米国) 元米国下院議員、 元米国議会原子力合同委員会議長 ・第2代:1961-1981 Dr. Sigvard Arne Eklund (スウェーデン) 物理学者、元スウェーデン原子力社長 ・第3代:1981-1997 Dr. Hans Blix (スウェーデン) 政治家・外交官、元スウェーデン外務大臣 ・第4代:1997-2009 Dr. Mohamed ElBaradei (エジプト) 元エジプト外務省、国連エジプト代表部 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5代:2009-2019 天野之弥氏(日本) 元ウィーン国際機関日本政府代表部大使 ・第6代:2019- Mr. Rafael Mariano Grossi (アルゼンチン) 前アルゼンチン/ウィーン代表部大使
---	--

2.5.4 諮問委員会 (Advisory Committee) 等

IAEA の活動について評価し指針を与えるため、事務局長の諮問機関として、諮問委員会・諮問グループを設置。委員となる専門家は個人として参画するが、出身国の推薦と同意を得て任命される。主なものは下記のとおり

- ・保障措置実施常設諮問委員会 Standing Advisory Group on Safeguards Implementation (SAGSI)
NPT に基づく包括保障措置の導入に際し、保障措置の効果的かつ無差別の解釈と適用を確保するために 1975 年に設置された専門家による委員会、IAEA 事務局長に対して直接、技術的な助言を行うことが委任事項。そのため、IAEA 保障措置の技術的な目標に関する助言や勧告、新たな検認活動の技術的側面への助言等を行い、具体的には、事務局からの提案等の検討やシンクタンク的な役割を果たしつつ、加盟国や保障措置関係者の支援や理解を促進する機能を持っていると言える。
- ・核セキュリティ諮問委員会 Advisory Group on Nuclear Security (AdSec)
IAEA の核セキュリティ関連活動をレビューし、IAEA 事務局長に対して必要な強化策に関する勧告を行うとともに、IAEA の核セキュリティ活動に関する優先順位について指針を与えることを目的として、2002 年に IAEA 事務局長の諮問機関として設置
- ・原子エネルギー局政策諮問委員会 Standing Advisory Group on Nuclear Energy (SAGNE)
原子力発電、核燃料サイクル、廃棄物技術、原子力科学の分野における活動、及び持続可能なエネルギー開発に向けた能力構築・知識管理に関する課題について助言
- ・技術協力諮問委員会 Standing Advisory Group on Technical Assistance and Cooperation (SAGTAC)
1996 年に設置された技術協力に関する戦略・政策を議論する事務局長の諮問機関で、事務局長が指名した加盟国の原子力研究開発センター、研究所、あるいは国際組織等の専門家で構成
- ・国際原子力安全グループ International Nuclear Safety Group (INSAG)
1985 年に IAEA 事務局長の要請により諮問機関 International Nuclear Safety Advisory Group として設立され、安全上の重要課題に対する助言、知見共有に主要な役割を果たしてきたが、IAEA 外の機関との積極的な連携を図るため 2002 年、International Nuclear Safety Group として再組織された専門家グループ
- ・IAEA 保障措置及び SSAC 諮問サービス IAEA Safeguards and SSAC Advisory Service (ISSAS)
IAEA 保障措置及び国内計量管理制度(SSAC)の包括的なレビューを提供するもので、技術及び法律の専門家チームによる自主的なピアレビューを通じて、SSAC における良好事例の特定、IAEA 保障措置の実施の強化に向けた推奨事項の確立を実施
- ・国際核セキュリティ諮問サービス International Nuclear Security Advisory Service (INSServ)
核セキュリティに関連した国内法規・規制、核物質・放射性物質の防護及び不正取引への対応、人材育成を、加盟国の要請に応じて支援する広範な活動
- ・国際核物質防護諮問サービス International Physical Protection Advisory Service (IPPAS)
各国の要請に基づき、当該国の核セキュリティの強化に向けた取組の実施状況について評価を行い、その改善を支援する活動